

恵那市域学連携活動支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学生の団体が住民とともに行う地域の課題解決及び地域活性化に資する調査、研究又は活動を行う事業に対し、予算の範囲内において恵那市域学連携活動支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、恵那市補助金等交付規則（平成16年恵那市規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学生 大学院生、大学生、短期大学生、専門学校生及び高校生をいう。
- (2) 引率者 学生を引率する学校教員、学校事務員その他学校運営に係る業務に携わる者をいう。
- (3) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 構成員の数が5人以上の団体であって、当該構成員が所属する学校が同一であるもの
- (2) 学生及び引率者により構成されている団体であること。
- (3) 引率者が団体の調査、研究又は活動を指導していること。
- (4) 構成員の過半数が学生である団体であること。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が主体的に行う地域の課題解決及び地域活性化に資する調査、研究又は活動（以下「活動等」という。）のうち、市内で実施されるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する活動等は、補助対象事業としないものとする。

- (1) 営利を目的とする活動等（試作品の販売を除く。）
- (2) 特定の個人又は団体が利益を受ける活動等

- (3) 政治、宗教又は選挙活動を目的とする活動等
- (4) 国、県又は本市以外の市区町村から同様の補助金の交付を受けている活動等
- (5) その他補助対象事業として不相当であると市長が認める活動等
(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が補助対象事業を実施するために必要な経費であって、別表に掲げるとおりとする。ただし、次に掲げる経費は、補助金の対象としない。

- (1) 補助対象者の運営に係る経費
- (2) 補助対象者の構成員に対する人件費、謝礼又は食糧費
- (3) 補助対象事業以外の用途に使用が可能な備品の購入に係る経費
- (4) その他補助の対象とすることが不相当と市長が認める経費
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。ただし、同一年度内において、補助対象者が所属する学校と同一の学校に所属する他の団体が交付決定を受けている場合には、上限となる額から当該交付決定の額を差し引いた額を上限とする。

- (1) 補助対象者が所属する学校又は当該学校を運営するものが地域の課題解決及び地域活性化を目的とした包括的な連携協定を本市と締結している場合 20 万円
- (2) 補助対象者が前号に該当しない場合 10 万円

2 前項の規定により算定した補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、恵那市域学連携活動支援補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 申請団体概要書（様式第4号）
- (4) 団体構成員の名簿その他団体の構成員を確認することができる書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、その内容を審査し、
適当と認めるときは、恵那市域学連携活動支援補助金交付決定（変更・中止・廃
止承認）通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、恵那市域学連
携活動支援補助金不交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するも
のとする。

(変更等の申請)

第9条 前条の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助
対象事業の計画の内容を変更し、又は当該事業を中止しようとするときは、恵
那市域学連携活動支援補助金交付（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第7
号）に変更収支予算書（様式第8号）その他市長が必要と認める書類を添えて、
市長に提出しなければならない。

2 前項の場合においては、第8条第1項の規定を準用する。

(実績報告及び交付請求)

第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、当該補助対象事業の完
了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定の通知を受けた
日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、恵那市域学連携活動支援
補助金実績報告書（様式第9号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しな
ければならない。

(1) 成果報告書（様式第10号）

(2) 収支決算書（様式第11号）

(3) 領収証、受領証等の補助対象経費の支払いを証明するものの写し

(4) 補助対象事業の実施状況を確認することができる写真、チラシ等

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容
を審査し、適当であると認めたときは補助金の額を確定し、恵那市域学連携活
動支援補助金交付確定通知書（様式第12号）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、恵那市域学連携活動支
援補助金交付請求書（様式第13号）を、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出を受けたときは、請求内容を審査し、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し又は補助金の返還)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

- (1) この要綱又は補助金の交付決定の際に付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正の行為があったとき。

(成果の発表)

第14条 市長は、必要に応じて交付決定者に対し、補助対象事業の成果に関する発表を求めることができるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	内容
旅費	交通費（公共交通機関を利用した場合に限る。）、宿泊費
報償費	講師、専門家等への謝礼
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費
役務費	通信運搬費、手数料、保険料
使用料及び賃借料	駐車場使用料、車両、物品及び器具の賃借料
その他経費	上記のほか、市長が特に必要と認める経費